

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税31)(所得税:外、法人税:義) (地方税33)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	次の設備を対象設備に追加した上で、延長する。 ・器具備品のうち、度量衡器、試験機器及び測定機器
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用のおお半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標 5 生活衛生の向上・推進を図る												
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80％程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30％以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI（DI＝「過剰」－「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。 本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49％であるのに対し、利用企業は約86％と目標の80％を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。 また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51％であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。												
8	有効性等	① 適用数等	平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社 平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成21年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。 また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況（中小企業庁アンケート調査）を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏ってはいない。 <table><tr><td>業種</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>情報通信業</td><td>サービス業</td><td>卸売業</td></tr><tr><td>割合（％）</td><td>12.1</td><td>34.7</td><td>9</td><td>11</td><td>17.5</td></tr></table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合（％）	12.1	34.7	9	11	17.5
業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業										
割合（％）	12.1	34.7	9	11	17.5										

		業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他
		割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
②	減収額	(過去5年間の減収額試算) 平成 18 年度 2,110 億円 平成 19 年度 2,300 億円 平成 20 年度 2,560 億円 平成 21 年度 2,500 億円 平成 22 年度 1,288 億円 (出典:財務省による試算) (将来の推計) 平成 23 年度 1,486 億円 平成 24 年度 1,419 億円					
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18～22 年度) 本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約三万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.65 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与していることが伺える。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～22 年度) 平成 16 年(2004 年)以降、平成 20 年(2008 年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成 20 年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。					
年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
18 年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	年間
	II	65.4	平均値	30.6	平均値	1	平均値
	III	67.5	66.6	31	31.3	1	0.5
	IV	71.3		31.3		0	
19 年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲ 1	年間
	II	71.6	平均値	29.8	平均値	0	平均値
	III	69.9	71.8	27.1	28.3	2	0.5
	IV	70.3		25.4		1	
20 年	I	71	年間	26.3	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	24.5	平均値	4	平均値
	III	71.9	70.8	26.3	25.0	5	5
	IV	68.4		22.9		9	
21 年	I	64.8	年間	19.3	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	18.9	平均値	20	平均値

				Ⅲ	55.8	58.8	19.3	19.6	19	18.5
				Ⅳ	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間			年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	Ⅱ	51.1			22.4		12			
	Ⅲ	55.1			24.9		9			
	Ⅳ	55.2			25.2		8			

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～25 年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～22 年度)

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注 1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 2,385 億円となり(注 2)、これによるGDP押し上げ効果は 2,766 億円、各産業への生産誘発効果は 5,188 億円、雇用誘発効果は 36,931 人と試算される(注 3)。

(※上記の試算は、平成 22 年度に中小企業庁から三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したもの。)

(注 1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

(注 2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

			(注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。 中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—